

## 佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地において、商業だけでなく働く場としての機能を付加するため、当該エリア内に所在する遊休不動産を活用してオフィス機能を整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 佐賀市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化エリアをいう。
- (2) 多様な働き方 首都圏をはじめとした市外に本拠を構える企業が開設するサテライトオフィスでの勤務や、テレワーク、リモートワーク等の働き方をいう。
- (3) 遊休不動産 空き店舗、空き家等の建築物及び空き地、駐車場等の土地をいう。
- (4) オフィス機能 多様な働き方の受け皿の確保に資するような事務所、営業所、研究所その他これらに類するものとして賃貸し、又は自己の事業の用に供することを目的とした施設をいう。
- (5) 専用型オフィス オフィス機能のうち、法人その他の団体又は個人が単独でオフィス空間の全部又は一部を専用するもの。
- (6) 共用型オフィス オフィス機能のうち、法人その他の団体や個人が複数でオフィス空間の全部又は一部を共用するもの。

(補助対象エリア)

第3条 補助金交付の対象となる区域（以下「補助対象エリア」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した事業
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた遊休不動産を活用する事業
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助事業者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げ

る要件を全て満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 補助対象エリア内に所在する遊休不動産の所有者

イ 補助対象エリア内に所在する遊休不動産について、所有者との間で賃貸借契約等を締結している者又は締結する予定の者のうち、補助事業の実施に係る所有者の承諾を得ている者

(2) 市税の滞納がないこと。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助対象経費、補助率等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の上限額は、別表3のとおりとする。

2 補助金を算定する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とし、同条第3号に規定する書類は、別表4のとおりとする。

（決定の通知）

第8条 規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書は、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）とする。

（補助事業の変更）

第9条 規則第8条第1項に規定する補助事業等変更申請書は、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業変更申請書（様式第3号）とする。

2 規則第8条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の経費所要額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額が減額となる時。

(2) 補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。

(3) 交付申請時に提出した見積書等の徴取先とは異なる者に発注等を行う場合において、その相手方が市内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

3 規則第8条第3項に規定する補助金等交付変更通知書は、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付変更通知書（様式第4号）とする。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、市長が別に定める日までに補助事業を完了しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）とし、同条第3号に規定する書類は、別表5のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了日から30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金確定通知書（様式第6号）とする。

（補助金の交付）

第13条 規則第14条第2項に規定する補助金等交付請求書は、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付請求書（様式第7号）とする。

（交付の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、地震、火災等の補助事業者の責めに帰すことができない場合は、この限りではない。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令又は規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(5) 補助事業の完了後、1年を超えても開業者の入居が決定していないとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第8

号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 規則第16条に規定する補助金等返還命令書は、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金返還命令書(様式第9号)とする。

(経過報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了後に市長から報告を求められた場合は、速やかに佐賀市中心市街地機能複合化推進事業実施状況報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿書類の整備、閲覧等)

第17条 補助事業者は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第17条ただし書に規定する期間は、補助事業が完了した翌日から起算して耐用年数省令の別表に定められた耐用年数(以下「耐用年数」という。)を経過する日までの期間とする。ただし、耐用年数が5年を超えるものは、5年とする。

2 補助事業者は、前項に規定する期間において財産を処分しようとするときは、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業財産等処分承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

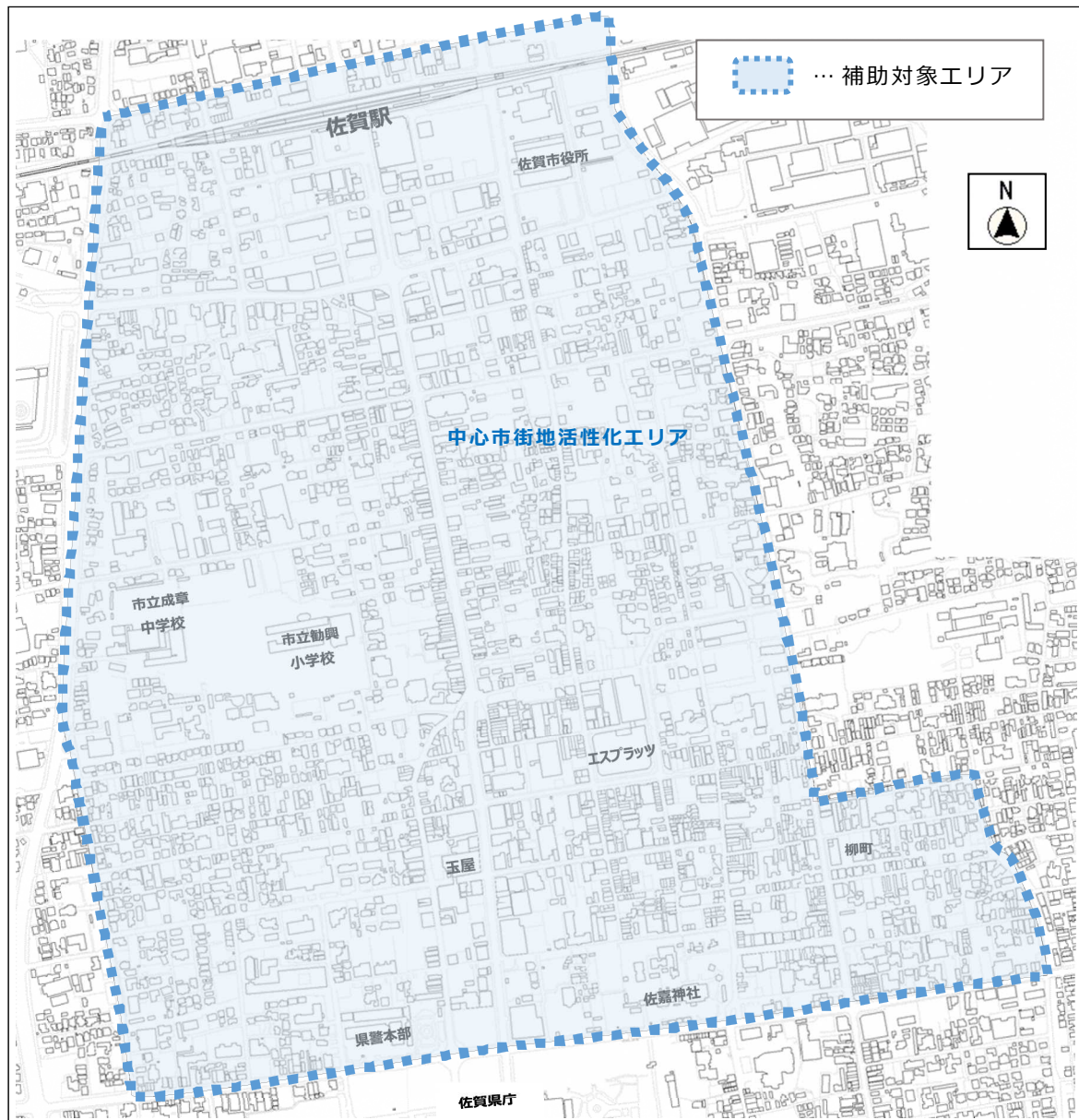
附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)



別表 2 (第 4 条関係)

内容	補助要件
<p>補助対象エリア内に所在する遊休不動産を活用し、オフィス機能を整備する事業</p>	<p>(1) W i - F i 等のインターネット環境を整備し、十分な通信速度を確保すること。</p> <p>(2) オフィス機能の専用面積（共用部を除く。）が 3 0 m<sup>2</sup>以上であること。</p> <p>(3) 専用型オフィスを整備する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 入居者の募集を実施すること。</p> <p>イ 専用型オフィスの区画数の 5 割以上について入居の確約がとれていること。この場合において、入居の確約がとれている者の中に、現に中心市街地に拠点を構える者による移転が含まれるときは、次の式により算定した数値を当該オフィスの入居区画数とみなす。</p> <p style="text-align: center;">現に中心市街地に拠点を構える者の移転に伴う  入居区画数 × (増加する雇用者数 ÷ 増加後の雇用者数) + 他の確約がとれている入居区画数</p>

別表 3 (第 6 条関係)

<p>補助対象経費</p>	<p>補助事業の実施に要する経費のうち次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工事費  施設等（共用部を含む。）の整備に要する経費</p> <p>(2) 入居者募集に要する経費</p> <p>※補助対象経費とならないもの</p> <p>(1) 消費税額及び地方消費税額</p> <p>(2) 什器、備品等</p> <p>(3) 国、県又は市が実施する他の制度による補助金等の交付を受けるもの</p> <p>(4) 市内に事務所又は事業所を有するもの以外から見積書等を徴取したもの（ただし、市長が認める場合を除く。）</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の 3 分の 2 以内</p>
<p>補助金の上限額</p>	<p>(1) オフィス機能の専用面積が 3 0 m<sup>2</sup>以上 5 0 m<sup>2</sup>未満 2 0 0 万円</p> <p>(2) オフィス機能の専用面積が 5 0 m<sup>2</sup>以上 1 0 0 m<sup>2</sup>未満 3 0 0 万円</p> <p>(3) オフィス機能の専用面積が 1 0 0 m<sup>2</sup>以上 4 0 0 万円</p>

別表 4（第 7 条関係）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 誓約書</li><li>(2) 事業の概要が分かる資料（位置図、配置図、平面図、立面図等）</li><li>(3) 現況写真</li><li>(4) 工程表</li><li>(5) 経費の内訳が分かるもの（見積書等）</li><li>(6) 見積りに係る理由書</li><li>(7) 事業に係る決算書（直近 3 年分）の写し</li><li>(8) 市税の完納証明書</li><li>(9) 事業承諾書</li><li>(10) 賃貸借契約書の写し</li><li>(11) その他参考となる資料</li></ol> |
|---|

- 備考 1 この表の(6)においては、市外事業者から見積書を徴取する場合に限る。
- 2 この表の(9)及び(10)については、補助事業を行う遊休不動産を賃借する場合に限る。

別表 5（第 11 条関係）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 事業の概要が分かる資料（位置図、配置図、平面図、立面図等）</li><li>(2) 出来高設計書</li><li>(3) 工事請負契約書の写し</li><li>(4) 工事完了届の写し</li><li>(5) 工程写真</li><li>(6) 支払の根拠となる資料（領収書の写し等）</li><li>(7) 施設入居に係る確約書</li><li>(8) 入居者募集を証明できる書類（不動産情報、テナント募集のチラシ等）</li><li>(9) その他参考となる資料</li></ol> |
|--|

- 備考 この表の(7)及び(8)においては、専用型オフィスを整備する場合に限る。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

（法人の場合は、記名押印してください。）

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付申請書

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、  
次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
補助事業の経費所要額			円
交付申請金額			円
補助事業の完了予定年月日		年	月 日
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 事業計画書（別記様式第 1 - 1） <input type="checkbox"/> 収支予算書（別記様式第 1 - 2） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	



様式第2号（第8条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
補助事業の経費所要額		円	
交付決定金額			
交 付 条 件		・補助事業の経費所要額又は事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。（ただし、軽微な変更の場合を除く。）	

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号  
(法人の場合は、記名押印してください。)

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業変更申請書

年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
補助事業の変更の内容			
変更の理由			
補助事業の変更後の経費所要額		円	
変更後の交付申請金額		円	
補助事業の 完了予定年月日	変更前	年	月 日
	変更後	年	月 日
変更の（予定）年月日		年	月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 補助事業の変更の内容が分かる書類として市長が必要と認めるもの		

様式第4号（第9条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付変更通知書

年 月 日付けで申請又は報告のあった補助金の交付決定内容については、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
補助事業の変更の内容			
変更後の交付決定金額			円
変更後の交付条件			・補助事業の経費所要額又は事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。（ただし、軽微な変更の場合を除く。）
変更の理由			

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

（法人の場合は、記名押印してください。）

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業実績報告書

年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の実績について、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
補助事業の完了年月日		年	月 日
補助金の交付決定金額			円
補助事業の経費精算額のうち補助対象金額			円
上記に係る補助金の額			円
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 事業報告書（別記様式第2-1） <input type="checkbox"/> 収支決算書（別記様式第2-2） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

様式第6号（第12条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
補助金の交付決定金額			円
補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額			円
補助金の交付確定金額			円

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

（法人の場合は、記名押印してください。）

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付請求書

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円
交付請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組	店
	口座番号	当座 普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第8号（第14条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け佐市中振第 号で交付決定した補助事業については、次のとおり取消しを決定したので、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
交 付 決 定 金 額			円
取 消 金 額			円
取 消 事 由			

様式第9号（第15条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金返還命令書

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額				円
返 還 期 限	年 月 日			まで
返 還 理 由				
返 還 方 法				
補助年度	年度	補助事業の名称		
補助金の交付決定金額				円
補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額				円
補助金の交付確定金額				円



様式第10号（第16条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号  
(法人の場合は、記名押印してください。)

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業実施状況報告書

年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付確定を受けた補助事業の状況について、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
交 付 金 額			円
報 告 対 象 期 間	令和 年 月 日から		
	令和 年 月 日まで		
補助事業完了後の入居状況			
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 施設入居に係る確約書	

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

（法人の場合は、記名押印してください。）

佐賀市中心市街地機能複合化推進事業財産等処分承認申請書

年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付確定を受けた補助事業に係る財産等を処分したいので、佐賀市中心市街地機能複合化推進事業費補助金交付要綱第18条第2項の規定により申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	中 心 市 街 地 機 能 複 合 化 推 進 事 業
交 付 金 額			円
処 分 事 由			
処 分 方 法			